

平成 年 月 日

保護者 殿

鹿児島県立串木野高等学校  
校長 國生 勝海

### 出席停止における疾病通知について

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法に基づき、本人の休養と他の生徒への蔓延・流行を防ぐため、学校は出席停止の措置をとることになっています。

医師により学校感染症と診断された場合、下記の疾病通知書を主治医に記入していただき、担任を通じて保健室まで提出するようお願い致します。

※学校感染症については裏面を御覧になり御確認ください。

き り と り

疾 病 通 知 書	
鹿児島県立串木野高等学校 年 組 氏 名	
診 断 名	
療養必要期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( ) 日間
備 考	
上記のとおり通知します。  平成 年 月 日  医療機関名 医師名 印	

学校感染症とその出席停止期間について

	種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで出席停止
	クリミア・コンゴ出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	痘そう	
	南米出血熱	
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の伝染病	
溶連菌感染症		適性な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能、
ウイルス性肝炎		A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
手足口病		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可能
伝染性紅斑（りんご病）		発疹（りんご病）のみで全身症状が良ければ登校可能
ヘルパンギーナ		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可能
マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
通常出席停止の措置が必要ないと考えられる疾患例		
アタマジラミ		出席可能（タオル、櫛、ブラシの共有は避ける）
水いぼ（伝染性軟疣）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共有は避ける）	
伝染性濃痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）	

※出席停止基準については、学校医その他の医師の判断による。